

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十四号

教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

教育長の給与等に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

（給与）

第二条 教育長には、給与として給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当を支給する。

第四条中「教育長」を「第二条から前条までに定めるもののほか、教育長」に、「一般職員」を「一般職の職員」に改め、同条を第七条とする。

第三条第一項中「一般職の職員の給与に関する条例第四条に規定する行政職給料表に定める九級の職務にある」を「一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六条に規定する指定職俸給表の適用を受ける」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、県職員及び県費支弁職員等の旅費に関する条例（昭和二十五年七月奈良県条例第二十五号）に定めのある旅費（宿泊料、食卓料及び着後手当（宿泊料定額に係る部分に限る。）を除く。）については、一般職の職員の例による。

第三条第二項中「は、一般職員」を「については、一般職の職員」に改め、同条を第六条とする。

第二条の次に次の三条を加える。

（給料）

第三条 給料の額は、月額七十六万六千円とする。

2 前項の給料の支給方法については、一般職の職員の例による。

（地域手当、通勤手当及び期末手当）

第四条 地域手当、通勤手当及び期末手当については、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和三十二年九月奈良県条例第三十三号）第十九条第二項の期末手当基礎額は、同条第四項及び第五項の規定にかかわらず、給料

の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に百分の二十を乗じて得た額及び給料の月額に百分の二十五を乗じて得た額を加算した額とし、同条第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十五」とする。

(退職手当)

第五条 退職手当については、副知事の例による。ただし、知事及び副知事の退職手当に関する条例（昭和五十六年三月奈良県条例第二十九号）第三条第一項中「百分の五十」とあるのは、「百分の三十」とする。

附則に次の一項を加える。

4 地域手当に関する第四条の規定の適用については、当分の間、同条の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する条例第十一条の二第二項中「、別表第七に掲げる区分に応じて、同表に定める支給割合」とあるのは、「百分の四」とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き教育長の職にある者に支給する退職手当の額の算定の基礎となる在職月数については、その者が教育長となった日（その日が平成二十四年四月一日前であるときは、同日）から退職した日までの期間につき暦に従って計算し、一月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。

3 この条例による改正後の教育長の給与等に関する条例第六条の規定は、施行日以後に出発する旅行について適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。